

やまぐち若者定住応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまぐち若者定住応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、若者が県内で住宅を取得する場合に、住宅ローンに係る利息の一部を補助することによって、若者の県外流出を食い止め、人材の定着・還流を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅

申請者が建設する住宅又は分譲住宅等、中古住宅であって、申請者又は配偶者等（以下「申請者等」という。）が自己の居住の用に供する家屋（賃貸を目的とした家屋及び別荘を除く。）をいう。

(2) 分譲住宅等

建売又は分譲を目的として民間事業者が建設する住宅（マンションの管理の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションを含む。）をいう。

(3) 中古住宅

過去に居住の用に供されたことのある耐震基準に適合する住宅（買取再販住宅を含む。）であって、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 昭和57年1月1日以後に建築されたもの

イ その家屋の取得の日前2年以内に耐震基準適合証明書による証明のための家屋の調査が終了したもの

ウ その家屋の取得の日前2年以内に建設住宅性能評価書により耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2もしくは等級3であると評価されたもの

エ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されているもの（住宅瑕疵担保責任法人が引受けを行う一定の保険契約であって、その家屋の取得の日前2年以内に締結したものに限る。）

(4) 申請者

この要綱に基づく補助金の申請をする者をいう。

(5) 配偶者等

対象住宅に居住を開始した時点で申請者と婚姻関係にある者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、山口県のパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている者のうち、申請者とパートナーシップ関係にある者を含む。）

(6) 住宅ローン

住宅を購入、新築するために必要な資金についての住宅金融支援機構の公的資金又は金融機関等の民間融資からの借入（申請者等が居住の用に供する部分の借入に限る。）をいう。

(交付要件)

第4条 申請者及び配偶者等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 令和7年4月1日以降に住宅ローンを利用して取得した対象住宅（以下「補助対象住宅」という。）に居住した者であって、補助対象住宅に居住した日から5年以上当該住宅に居住する意思を持ち、生活の本拠を置く者
- (2) 県税及び市町税について滞納がない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 当補助金の受給が、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる者
- (5) 県が実施する本制度の効果検証のための調査に協力する意思がある者

(交付の対象及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び上限額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 申請者は、申請書を9月30日まで（令和7年7月1日以降に対象住宅に居住を開始した場合は、居住後3か月以内とする。）に、居住する住所地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山口県条例第32号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、居住する住所地の市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第5条の通知は、別記第2号様式による。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第8条 規則第8条第1項の補助事業の内容の変更に係る申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を居住する住所地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、居住する住所地の市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

- 3 第1項の申請の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。
- 4 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(居住状況の変更による補助事業の中止又は廃止)

第9条 申請者等が居住後5年以内に対象住宅に居住しなくなったことによる規則第8条第1項の補助事業の中止又は廃止に係る申請書は、別記第4号様式によらなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を居住する住所地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、居住する住所地の市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条の実績報告書は、別記第5号様式によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、次に掲げる日までに、居住する住所地の市町長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、居住する住所地の市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

(1) 規則第5条の通知（以下「交付決定通知」という。）を受けた後に補助事業が完了した場合 補助事業が完了した日から20日を経過した日まで（12月1日から12月31日までの間の利息返済をもって補助事業が完了する場合は、翌年の1月31日までとする。）

(2) 交付決定通知を受ける前に補助事業が完了した場合 交付決定通知を受けた日から20日を経過した日まで

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、規則第12条に規定する補助金の額の確定をするときは、別記第6号様式により通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第12条 前条の通知を受けた対象者が補助金の支払請求をしようとするときは、別記第7号様式により、居住する住所地の市町長を経由して知事に提出するものとする。

ただし、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して申請する場合は、居住する住所地の市町長を経由せずに知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 知事は、対象者が第4条に定める要件を満たさなくなったことが明らかになった場合又は知事が別に定める事由に該当する場合は、規則第14条の規定により交付決定を取り消すことができる。この場合、知事は、規則第15条の規定により交付した補助金の返還を命ずることができる。

(アンケート調査への回答及び公表)

第14条 申請者は、県が実施する補助事業の効果等を把握するためのアンケート調査に回答しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請者から報告された内容等について、個人が特定されない範囲内で広報に活用することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係、第8条関係）

補助対象経費	<p>補助対象住宅に係る住宅ローンの返済利息であって、申請者等が補助対象住宅に居住を開始した日から、申請者又は配偶者等が満29歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか遅い日までの間（以下「補助対象期間」という。）の返済利息のうち、次に掲げる年の1月1日から12月31日までの1年間（以下「指定期間」という。）に返済した額の総額</p> <p>(1) 交付初年度 居住を開始した日の属する年 (2) 交付2年度目以降 申請した日の属する年</p> <p>※申請者等が、同一の補助対象住宅について、複数の融資やペーローンを利用している場合は、それらの利息返済額の合算額とする。</p> <p>※補助対象期間において、申請者又は世帯の場合における申請者及び配偶者等のいずれもが、転勤等のやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の末日までの利息返済額を補助対象とする。</p> <p>※世帯の場合であって、申請者等のいずれか一方が転勤等のやむを得ない事情により対象住宅に居住しなくなった場合は、他方の者が対象住宅に居住する限りにおいて、補助対象期間の利息返済額を補助対象とする。</p> <p>ただし、補助対象期間の算定の基礎となる者が死亡又は離婚等により対象住宅に居住しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月の末日までの返済額を補助対象とする。</p>	
補助額	補助率	1 / 2
	補助上限	<p>1月（指定期間に、住宅ローンの返済を開始した月又は申請者等が対象住宅に居住を開始した月が含まれる場合は、それらのいずれか遅い月とする。）から12月（指定期間に、申請者又は配偶者等が満29歳に達する日以後の最初の3月31日のいずれか遅い日が含まれる場合は、3月とする。）までの期間の月数（延滞や返納猶予があった月、補助要件の欠格事由が発生した日の属する月以降の月を除く。）に1万円を乗じた額</p>
軽微な変更	<p>住宅ローン金利の変更や繰上償還により、補助対象経費が変更となる場合（住宅ローンを借り換える場合を除く。）であって、変更交付申請額が、既交付決定額を超えない場合</p>	